

平成22年第9回玉城町議会定例会会議録（第4号）

1. 招集年月日 平成22年12月14日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成22年12月22日

4. 応召議員

1番 小林 一 則 君	2番 中 野 勇 君
3番 山 本 静 一 君	4番 北 川 雅 紀 君
5番 鈴 木 加奈子 君	6番 小 林 豊 君
7番 前 川 隆 夫 君	8番 風 口 尚 君
9番 川 西 元 行 君	10番 中 瀬 信 之 君
11番 山 口 和 宏 君	12番 奥 川 直 人 君
13番 高 木 市 郎 君	14番 東 谷 富 雄 君

5. 不応召議員 なし

6. 出席議員 14名

7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長 辻 村 修 一 君	副 町 長 中 郷 徹 君
教 育 長 山 口 典 郎 君	会 計 管 理 者 前 田 浩 三 君
総 務 課 長 大 南 友 敬 君	税 務 住 民 課 長 小 林 一 雄 君
生活福祉課長 林 裕 紀 君	建 設 課 長 森 島 千 里 君
上下水道課長 松 田 幸 一 君	病 院 老 健 事 務 局 長 田 畑 良 和 君
教育事務局長 中 西 元 君	総 務 担 当 課 長 補 佐 田 村 優 君
産業振興課長 田 間 宏 紀 君	政 策 財 政 担 当 課 長 補 佐 中 村 元 紀 君
教育委員長 加 藤 禎 一 君	監 査 委 員 中 西 正 光 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 辻 誠 君	同 書 記 宮 本 尚 美 君
同 書 記 内 山 治 久 君	

10. 提出議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 諸報告

第 3. 議案第72号 玉城町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について（討論・採決）

第 4. 議案第73号 玉城町使用料条例の一部改正について（討論・採決）

第 5. 議案第74号 玉城町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（討論・採決）

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

次に 日程第4 議案第73号 玉城町使用料条例の一部改正についてを議題とし、これより討論・採決を行います。まず反対討論の発言を許します。

○議長(小林一則君) 3番 山本静一君

○3番(山本静一君) 第73号 玉城町使用料条例の一部改正について、反対の討論を述べさせていただきます。この施設は住民の健康増進のため、多くの人々に利用してもらうのが目的です。機具が新しい、多くの機種を備えているということにより料金設定をしたとの説明を受けました。施設が主役で、町民が脇役です。サラリーマン等の勤労者は土曜日・日曜日の限定利用が推定されます。多くの人々に利用してもらうため、圧倒的に人数が多く、時間も期間も制限されない。すなわち月曜日から日曜日までいつでも時間をフリータイムに持っている方々の利用が大きな比重を占めると思います。従いまして、それらの層の利用しやすい料金に設定すべきだと考えています。1回300円と言いますと安いという感もあるかもしれませんが、これらのものは継続的に使用して効果があるものだと思います。例えば月に20日利用しますと6,000円です。6,000円と言いますと国民年金の多く受給されている方でも6万5・6千円前後です。6,000円ですと年金受給額の1割に当たります。また、継続的に30日利用しますと9,000円です。9,000円ですと近辺の民間の同施設でも9,000円のプラス消費税の9,450円で料金は設定されております。営利を目的とする民間とひと月利用する公的な町の施設が同額でどうも私は合点がいきません。私は必ずしもそういうふうな施設の利用の受益者負担金を否定するものではありません。健康増進のため、誰もが気楽に利用でき継続的に利用できる町民本意の料金設定にすべきということで反対致します。

○議長(小林一則君) 次に 賛成討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。これより本案を採決いたします

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

次に 日程第5 議案第74号 玉城町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題としこれより討論・採決を行います。まず反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。これより本案を採決いたします

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

次に 日程第6 議案第75号 玉城町ふれあいホールの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題としこれより討論・採決を行います。まず反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

次に 日程第7 議案第76号 玉城町消防団条例等の一部改正についてを議題としこれより討論・採決を行います。まず反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。これより本案を採決いたします

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

次に 日程第8 議案第77号 菊狭間環境整備施設組合規約の変更に関する協議についてを議題としこれより討論・採決を行います。まず反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

次に日程第9 議案第78号 平成22年度 玉城町一般会計補正予算(第4号) ないし日程第13号 議案第82号 平成22年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)を一括議題と致します。只今一括議題となりました各議案についてはそれぞれ予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。これより、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 高木市郎君

○予算決算常任委員長(高木市郎君) 只今、議長より、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたのでご報告致します。

委員会に付託されました、議案第78号 平成22年度 玉城町一般会計補正予算(第4号) ないし議案第82号 平成22年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)についての委員会審査を去る12月20日午前9時より第4会議室において委員全員の出席と町長・副町長 及び教育長、各課長また関係室長並びに課長補佐の出席と議長同席のもとに、

審査を実施いたしました。

委員会審査は、13名の委員により慎重審査を行ないました。その審査内容については省略させて頂き、後日、会議録をご高覧賜りたいと思います。それでは、審査結果の報告を致します。

はじめに、議案第78号 平成22年度玉城町一般会計補正予算（第4号）につきまして質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手多数」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 平成22年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては質疑を終了し、討論はなく採決の結果「挙手多数」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 平成22年度 玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 平成22年度 玉城町病院事業会計補正予算（第1号）につきましても質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 平成22年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては 質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

以上 予算決算常任委員会に付託されました議案審査の結果報告と致します。

○議長（小林一則君）以上で、委員長の報告は終わりました。お諮り致します。

委員長の報告に対する質疑は省略致したいと思います。これに「ご異議」ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、委員長の報告に対する質疑を省略致します。これより、各議案ごとに討論・採決を行います。

先ず 議案第78号 平成22年度 玉城町一般会計補正予算（第4号）についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子さん）議案第78号 平成22年度玉城町一般会計補正予算（第4号）に対する反対討論をさせていただきます。この問題点はやはり昨年度の21年度の決算のおりにも基金の積立を致しました。それで8億数千万というものがございましてこへ向けまして、この度、年度途中でございましてのに9千万もの基金を積み立て9億5千7億23万あまりの積立金を作るということが提案されました。今、金利は大変下がっておりましてこんなところに寝かしておくのでなくて、やはり住民の福祉の向上のために本来の自治体の役割でありますところの住民の福祉の向上のためにこそ税金は活用すべきだと考えております。これが理由のひとつで

す。また、なぜ、これを活用して仕事をしないのかというこの問題でございます。例えば緊急経済対策として国も予算を持ってきております。大変な事態が玉城町内にも起こっております。地元の零細業者の方々は仕事がなくて大変だと言っております。中小企業政策を全国的に市町村が独自の取組みとして広がっていくときです。玉城町でも協力制度を実施していただきましたが、分離、分割、発注等はまだなされておられません。議会でも提案もさせていただいたところでございますけど、是非こういったところを取組んで頂いて少ない元値で大きな経済波及効果をもたらすという。また雇用も生まれるという。こういう取組みを、是非急ぎしていただきたいと、このように思うところでございます。また、暮らし満足度一番のまちと町長さんはよくおっしゃられます。けれども子どもの医療費の無料年齢は度会郡内で玉城町は最低です。玉城町に隣接しております度会町、伊勢市、明和町、多気町と比べましても最低のレベルでございます。これを改善するべきです。その為にこそ大切な税金は活用するべきだとこのように思います。また、子どものワクチン3種類ございますが、子宮頸癌ワクチンにつきましては、確かに玉城町は早く実施していただいて本当によかったと思っております。けれども、県内の計画の予定を見ますと子宮頸癌ワクチンにおきましては、中学校の1年2年3年だけではなくって高校一年生、或いは2年生、3年生まで含めて今年度の実施を計画をしています。また、ヒブワクチンにつきましても、小児用の肺炎球菌ワクチンにおきましても殆どの自治体がこの22年度中に実施をするという予定を持っております。それは国が22年度から実施した自治体に対して2分の1の補助をするということを決めた。これが大きな力になって早い実施となっているんだと思っております。玉城町におきましても是非ともこの子どものワクチン、高校生まで含めた子宮頸癌ワクチン、またヒブワクチン、小児用の肺炎球菌ワクチンも、今年度になぜ実施する計画が持てないのか。政府の打ち出しましたこの大きな補助に対する対応が早速にできない程、職員を減らしてしまったのだったら、これは行財政改革の大変な誤りだと思います。職員を減らしすぎて仕事ができないのであれば、これは住民にとってプラスにはなりません。有能な職員を増やしていただき早い対応をしていただくべきだとこのように思っております。また、先ほどスポーツトレーニングルームの使用料についての反対討論を頂いております。私もこの反対の立場を取らせていただいた一人でございますけれども、玉城町の国民健康保険の会計の立場からいきましても、個人の幸せ、家族の幸せのことを考えましても、国民の健康増進これは大事なことだと思っております。国民年金の加入者の方は、大変少ない年金の中でこの1回300円というこの使用料はやはり高すぎるだろうと思います。せめてよそ並に100円にそしてまた、もうひとつは、オンデマンドバスにおきましてはウォーミングアップの期間ということもあって今無料で運行を致しております。トレーニングルームの使用に致しましてもせめて3月いっぱいまでは無料で実施をする。そして利用状況を見ながらまたアンケートもお取りなって金額の設定をする。これのほうはまともじゃないかな。このように思うわけでございます。また、今回テニスコートの利用料が今までは無料でございます。もちろん電気代は掛かっておりました。夜間に行う場合にはですね。ところが昼間の利用につきましては無料でした。それを有料にするという、こういうこともこの度の提案でございます。私は、このことにつきましても賛成ができません。みなさんも色々な面からお考えはあろうかと

思いますけど期間はまだございますので、もし、この場で否決されましてもまた再度の提案をしていただいたらいいこととございますので、よくお考えを頂きまして住民の立場に立ってこの度の予算書に対する反対をして頂きたいと存じます。宜しくお願い致します。

○議長（小林一則君）次に、賛成討論の発言を許します。12番 奥川直人君

○12番（奥川直人君）それでは、先ほどの反対討論に対しまして賛成討論をさせていただきます。先ほどのお話では基金の積立が9千万ということでもっと有効に使える方法があるのではないかというお話でした。確かに社会情勢見てみますと中小企業さん、色んな所で色んな問題がでておりまして、しかし国も県もそれに対して指示申しています。しかしながら、玉城町を見てみますと9千万とか基金の関係を見てみますともっと大きな問題がある、このように思っています。それは今、町の町債、借金が105億、これを返済していかなければならない。ということで家計簿でいいますと、貯金と借金とそれと日常の生活をしていくお金、それが日常が約50億ぐらいで町が運営をしておるわけですけど、貯金約15億と、町の借金が105億、こういうことを見ますと本当に家計簿つけていたら私はいざというときの貯金が必要だと、このようにも考えるところであります。よってこの基金というものを本当に大きな玉城町の財政をも見た中でどうあるべきかということをごすね、考えていくということが必要であり、基金の積み立てについては賛成をしていきたいとこのように思います。あとごすね、トレーニングルームのお話もありましたけれども、私は賛成の意見をさせていただきました。4月に総合型のスポーツクラブを作るということで、今トレーニングルームの300円が高いということもございませうけれども、この4月からそういったことを検討しスタートしていくなかで、玉城町全体のスポーツの在り方、体力作りの在り方、そしてその料金が高いか安いというものはごすね、もうすこし時期を待って判断をしたらいいかとこのようにも思います。もう一点、オンデマンドバスのごすねもございました。これにつきましては、玉城町の議会としましては本当にどこまでオンデマンドバスの玉城町にあった利用をごすね、玉城町にあった投資を行い実現していくかということは議会としても検討を進めていくということで懇談会でのテーマにも上がってますし、そこにつきましては行政も含めて議会も含めて町民のみなさんも含めてご理解いただけるような施策を講じていけばいいかとこのように思いますので、今回の予算の関係につきましては賛成と致したいと思っております。宜しく申し上げます。

○議長（小林一則君）続きまして反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて、討論を終結いたします。これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

次に 議案第79号 平成22年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

次に 議案第80号 平成22年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

次に議案第81号 平成22年度 玉城町病院事業会計補正予算(第1号)についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

次に議案第82号 平成22年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、日程第14 議案第83号 玉城町総合計画基本構想についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。12番 奥川直人君

○12番（奥川直人君） それでは議案第83号 玉城町総合計画基本構想についての反対討論をさせていただきます。今回、総合計画審議会の答申を受けまして基本構想が12月議案に上程をされております。この総合計画は約20か月間掛け、経費690万円を掛けて進められております。価値ある計画となることを期待をし、反対していきたいと思っております。基本構想の1ページの序論に策定の主旨が書かれております。玉城町らしいまちづくりが必要で住民と住民、住民と行政が一体となったまちづくりを推進するために共有すべきまちづくりの基本方針として、「第5次玉城町総合計画」を策定するものです。そしてその下の下段にですね計画の役割が書かれております。この中には住民と行政が協働によるまちづくりを進めるうえで、共通した認識を持ち、進むべき道を示す羅針盤となるものです。と謳われております。この計画案の基本構想を住民アンケートや住民報告会、そして、パブリックコメントへの参加者により最終案が纏まったわけでありまして。これらですね、今までナンバー1、ナンバー2、ナンバー3とですね、意見がいただけてですね、策定されてきておるわけでありまして。住民の参加者がどのように意見反映され最終結果が役場のホームページですら報告されておらず、このような状況で住民と行政とが協働によるまちづくりを進めるうえで共通した認識をもち進むことができるのかというふうに思います。今、ITも進んだ今日であります。また議会の承認を得てから公表するという答弁もございました。行政や議会以前に主役は誰かということでありまして。これまでに意見を頂いた町民のみなさんが最終案をご覧にならず公表もされていないなかで、議会として賛成するわけにもまいりません。そこまで議会人の権限を行使することもできません。主役は1万5千人の住民のみな様であるとおのうに思います。議員のみなさんがこの総合計画基本構想の内容について私は否は申しておりません。住民のみなさんや更に協力いただいたみなさんにしっかりと答えていく。このキャッチボールを計画段階から繰り返すことがこの計画を成功に導く鍵だとこのように思っております。昨年、北海道の栗山議会を視察させて頂きました。栗山議会でも総合計画を全体に変えるものではなく、創働的なものにめりはりを付ける、というものでありました。そして栗山のように至ってはおりませんが、私たちはこの進め方にめりはりを付けることが必要だとこのように思っております。要は私たちの主役は誰か、ということでありまして。名古屋市議会も鹿児島市の阿久根市も住民が主役、住民投票がなされリコールが成立している。この現状の触れますと玉城町を守り育てていく主役は誰かと、お分かりになるうかとこのように思います。そして更にみなさんも住民から選ばれた住民代表であり、みなさんの選挙公約、これは選挙管理委員から発行された町民のみなさんに配られたものでありますけれど、この中にも「あなたと共に」「みなさんの十分な協議・合意」「みなさんの貴重なお声を聞き」「みなさんと一緒になって」「みなさんの声を活かして」「みなさんと共に支えあう」このような公約が明言されているわけでありまして。今もし昔からこうなっているからとか、こんなものでいいんじゃないか、まあええやないか、と申される方はないと思われますが、他に賛成とお思いの方は討論の場ですので、是非賛成討論の場でお考えをお示し頂きたい。このように思います。この総合計画の経過につきましては一般質問の答弁でも町長も周知が不足していたと申されるなかここにおられる行政のみなさんも私の言っていることはご理解いただけるものと信じます。

今回、この議会で私は結論を出す必要はないと、このように思います。今日、ここでこの案を可決することは、今後、総合計画推進の住民が主役に下降を落とす結果と成りかねません。住民とのキャチボールを計画段階から繰り返すことが総合計画の成功を導くこととなると思います。今後行政として住民のみな様方にホームページでもいいと思います。是非協働作成した基本計画の最終案を掲載頂き計画策定の進み方に対するけじめを付けて頂きたい。このように思います。この計画4月の活動スタートまでにまだ時間があります。今年も残すところ10日でございますけれど、年明けに臨時議会を開催いただき承認の運びとし、基本計画・実施計画については順次進めて頂くことを提案します。今回の提案について以上のことで反対討論と致したいと思います。議員のみなさん宜しくご理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（小林一則君）次に賛成討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

これより追加議案の審査にはいります。

日程第15 議案第84号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一君）議案第84号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。本町、教育委員会委員の荻田博光委員は本日12月22日を以って任期満了となることから後任の教育委員に玉城町岡村118番地、小林加代子氏を選任致したく提案させていただくものでございます。小林加代子氏の人格、識見は共に教育員として適任であると考えますので地方教育行政の組織及び運営に関する条例第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。どうぞ宜しくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

本案につきましては、質疑・討論を省略したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。これより採決を致します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって、本案は原案の通り同意することに決しました。

暫時休憩いたします

（休憩 10時21分）

（ 小林 加代子 挨拶 ）

(再会 10時22分)

○議長（小林一則君）次に 日程第16 発議第8号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題と致します。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮り致します。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で今期 定例会に付議された案件の審議は全て終了致しました。

これを以って、平成22年 第9回 玉城町 定例会を閉会致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決しました。

これにて、平成22年 第9回 玉城町議会定例会を閉会いたします。

閉会にあたり 町長挨拶を願います。町長 辻村 修一君

○町長（辻村修一君）閉会にあたりお礼の挨拶を申し上げます。今期定例会に上程頂きました全ての議案につきましてご承認を頂きましたことを厚くお礼申し上げます。また、会期中に賜りました貴重なご意見、ご提示に対しましては今後の町政運営に活かさせて頂きたいとこんなふうに考えとる次第でございます。特に今期定例会の中で来年から向こう10年の計画であります玉城町の総合計画につきましてご承認を賜ったわけでありました。誰もが安心して暮らせる元気な玉城町づくりに邁進をしまいたいとこんなふうに考えておりますので、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。今年も残すところあと僅かになりまして、議員のみなさん方におかれましても来る新しい年がよい年でありますことをご祈念申し上げてお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林一則君）定例会閉会にあたりまして一言お礼を申し上げたいと思います。去る12月14日から本日まで長い時間定例会をお世話になって参りました。条例制定、或いはまた条例の一部改正そして一般会計、特別会計、各補正予算につきましてご審議を賜りました。また第5次玉城町総合計画の基本計画につきましてもご審議を賜り加えて人事案件もご審議を賜りました。すべての案件に対しまして大変熱心なご審議を賜りまして無事終了できたことをみなさんのご協力の賜物と厚く御礼を申し上げます。今日は12月も下旬、冬至の日でございますが10日足らずで除夜の鐘を聞く時期になっております。また、季節におきましても厳しい向寒の季節を迎えるわけですがどうか新しい年をみなさんお元気で迎えて頂きますことをお願い致しまして閉会の挨拶とさせていただきます。どうも御苦労さんでございました。

(閉会 10時25分)